

平成27年度基本評価実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項に基づき、警察本部長が行う平成27年度の基本評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

平成27年度の基本評価は、平成27年度政策評価基本方針第2の1の(5)の規定により、施策評価及び事務事業評価を実施する。

基本評価に当たっては、新・北海道総合計画及び知事公約などに掲げられた施策を踏まえながら行うものとする。

(1) 施策評価

施策評価は、社会経済情勢の変化や道民ニーズに適切に対応し、「成果志向」及び「選択と集中」の視点に立って、限られた行財政資源の有効活用と施策の重点的な展開を図るため、施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

(2) 事務事業評価

事務事業評価の実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。

また、平成26年度の事務事業評価の結果等を踏まえ、事務事業の効果的かつ効率的な執行を図る視点から、不要・不急な事業、既に役割を終えている事務事業などの整理を行い、徹底した事務事業の点検、検証の上の必要な見直しを通じて、今後の方向性を整理するとともに、評価結果を踏まえて、事務事業の再構築を行い、限られた行財政資源の有効活用により、道民ニーズへの適切な対応や持続可能な行財政基盤の構築を図るものとする。

3 基本評価の対象

(1) 施策評価

施策評価の対象は、総合計画などを踏まえ体系化した施策及びこれに準じて整理した施策とする。

(2) 事務事業評価

事務事業評価の対象は、平成27年8月1日現在で平成27年度予算に計上されている事業を基本とする。

4 基本評価の単位

(1) 施策評価

目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき設定した警察本部業務執行計画における施策を単位とする。

(2) 事務事業評価

原則として予算事業とするが、当該単位によることが適当でない場合は、必要に応じて

分割又は統合することができる。

5 基本評価の視点

(1) 施策評価

業務目標の達成状況及び施策の緊急性・優先性とする。

(2) 事務事業評価

事務事業評価は、次の視点で実施するとともに、施策水準の妥当性や執行体制の見直し、効果的、効率的な予算執行などについても留意するものとする。

ア 道が実施することの妥当性

国、市町村及び民間との役割分担は適切か。

イ 事務事業の効果

事業の実施により、施策目標達成のための効果が現れているか。

ウ 事務事業の必要性

事業の社会的ニーズについて道民の理解が得られるか。

エ 事務事業の緊急性

事務事業に緊急性はあるか。

オ 事務事業の優先性

他の事業よりも優先的に実施すべきか。

カ 民間能力の活用

民間委託・ノウハウ等民間能力を活用できないか。

キ 事務事業の対象・手段

(ア) 事務事業コストの削減

事務事業に係る経費の節減などコストの削減ができないか。

(イ) 対象・手段の改善

事務事業の対象や手段の改善ができないか。

(ウ) 執行体制の簡素・効率化

事務事業の執行体制の簡素・効率化ができないか。

ク 事務事業の休廃止

事務事業を休廃止することができないか、その影響はどうか。

6 基本評価の時点

基本評価の時点は、中間評価とし、平成27年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

7 基本評価の実施方法

基本評価は、別に定める調書により実施する。

8 基本評価結果の反映

基本評価結果は、次に掲げる事項のほか、警察行政各分野に着実に反映させるものとする。

(1) 治安維持のための各施策の推進状況管理

(2) 予算編成及び執行

(3) 組織機構等の改正

(4) 事務の改善・合理化

9 基本評価に関する情報の公表

基本評価に関する情報は、道民にとって容易に入手できるように、次の方法で積極的に公表し、閲覧の用に供するとともに、提供の申出に対しては、これに対応するように努めるものとする。

(1) 北海道警察ホームページへの掲載

(2) 警察本部閲覧コーナー及び方面本部閲覧コーナーへの備付け

10 基本評価の充実

基本評価の充実を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 警察庁等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上等に関する調査研究等

(2) 政策評価に関する研修機会の確保や資料配布等による資質の向上

11 道民の意見の取扱い

(1) 評価の実施に当たっては、次の方法で道民が意見を述べる機会を確保するものとする。

ア 北海道警察ホームページ意見要望欄への記載

イ 郵便等及びファクシミリによる提出

(2) 道民の意見の評価への反映状況については、適時に9と同様の方法で公表するものとする。

12 実施に係る細目

基本評価の実施に係る細目は、別に定める。